介護サービスを安心して利用するために

# 費用負担の支援制度

介護サービスを利用する際、収入や生活状況に応じて費用を軽減できる制度を紹介します。

## 施設利用時の居住費・食費の負担軽減

1002351

問合せ 介護高齢課介護保険係☎内線 3146

一定の条件を満たす人に対して、介護保険負担限度額認定証の交付を行い、施設を利用する際にかかる住居費や食費の自己負担を軽減する制度です。既に交付されている人も有効期限の7月31日（木）を過ぎると継続して利用できませんので、引き続き制度を希望する場合は、更新手続きが必要です。

**対象サービス**

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）/ 介護老人保健施設 / 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）/ 短期入所生活介護 / 短期入所療養介護 / 介護予防短期入所生活介護 / 介護予防短期入所療養介護

**申請方法**

介護保険負担限度額認定申請書、同意書、対象者と配偶者の預貯金・有価証券などの資産額が確認できるものの写しを介護高齢課介護保険係または白沢・利根地区コミュニティセンター生活係へ

※預貯金の場合、銀行名・支店・口座番号・名義・最終残高、直近の年金の分かるページの写し（記帳してから2カ月以内のもの）

**対象**

右表の段階ごとの要件を全て満たす人

### ◎利用者要件

| 利用者負担段階 | 所得要件（世帯全員が市民税非課税） | 資産要件（預貯金等合計額） | |
|---|---|---|---|
| | | 単身 | 夫婦 |
| 第1段階 | 生活保護受給者・市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 | 1,000万円以下 | 2,000万円以下 |
| 第2段階 | 合計所得金額と課税年金収入額が80万円（注）以下★ | 650万円以下 | 1,650万円以下 |
| 第3段階(1) | 合計所得金額と課税年金収入額が80万円超120万円以下★ | 550万円以下 | 1,550万円以下 |
| 第3段階(2) | 合計所得金額と課税年金収入額が120万円超★ | 500万円以下 | 1,500万円以下 |

※（注）8月1日からは、80万円から80万9,000円に基準が変更
※64歳以下（第2号被保険者）の資産要件は、段階にかかわらず単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下
※★は世帯全員が市民税非課税で非課税年金（障害年金・遺族年金）の収入額を含む

### ◎軽減の内容

サービスを利用する際に支払う居住費・食費の1日当たりに負担する限度額

| 対象要件 | 居住費など | | | | 食費 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 | 従来型個室 | 多床室 | 施設サービス | 短期入所サービス |
| 第1段階 | 880円 | 550円 | 550円（380円） | 0円 | 300円 | 300円 |
| 第2段階 | 880円 | 550円 | 550円（480円） | 430円 | 390円 | 600円 |
| 第3段階(1) | 1,370円 | 1,370円 | 1,370円（880円） | 430円 | 650円 | 1,000円 |
| 第3段階(2) | 1,370円 | 1,370円 | 1,370円（880円） | 430円 | 1,360円 | 1,300円 |

※（　）内の金額は、特別養護老人ホーム、ショートステイの従来型個室を利用した場合